

## 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日立高寿園の理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員、苦情処理委員会委員、入所判定委員会委員（以下「理事等」という。）の報酬等についての報酬等について定めるものである。

### (報酬等の額)

- 第2条 理事等が会議又は研修等に参加し、または他の方法によりその職務を執行したと認められるときは、別表「理事・監事及び評議員並びに各種委員等に係る報酬及び費用弁償等の支払基準表」により支払うものとする。
- 2 理事長には、職員の賞与（期末勤勉手当）支給基準の範囲内で賞与を支給することができる。
  - 3 施設の職員が兼務する理事等については、第1項に規定する基準表は適用しない。

### (報酬等の支給方法)

- 第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の申し出がある場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

### (公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日より適用する。